

## 第2章 「消費者との連携による農業の復権」の特徴と課題

### 1. 農政従属型に終始する政策要求

#### ① 反映されない農業現場の危機的な状況

本章は、議案の第1章「消費者との連携による農業の復権」について検討する。具体策は①新たな生産・販売戦略による農業所得の増大、②農地活用と担い手支援による自給力の強化、③消費者と生産者を結ぶ安全・安心ネットワークの構築、④国民合意のもとでの農業政策の実現――の4項目から成っている。議案は冒頭のJAを取り巻く「環境認識」の項で「協同組合理念に基づく事業・活動が再評価される環境が醸成されつつあるといえ、JAの存在意義を改めて世間にアピールするタイミングといえる」(p.1)と打って出る構えを見せているが、議案1章の具体策は次の2つの理由から「世間にアピール」する迫力はなく、農業現場の危機的状況を反映したものとなっていない。

最大の理由は、前章で示した「JA経営の急激な悪化」にある。先の「環境認識」の項で『『地域農業の振興』と『くらしの活動などの地域貢献』を両軸として、JAの存在意義を組合員・地域住民に再認識してもらおうとともに、広く国民にアピールしていくことが重要であり、そのためにも『JA経営の健全性・堅確性の確保』を必須の課題として取り組んでいく必要がある」(p.1)と、その実情を吐露している。つまり、言葉を補って言い換えれば、JAは協同の力を発揮して、地域農業の振興や地域貢献のために先頭に立って活動し、その存在意義をアピールしなければならない「大転換期に突入した」が、JAの経営基盤がしっかりしていなくてはそれが出来ないので、まずは経営の健全性確保に全力をあげるべしーというところか。

もう一つの理由は、農政との関係である。農水省は来年3月に向けて食料・農業・農村基本計画の改訂作業を進めている。さらに、官邸主導の農政改革関係閣僚会合(6大臣会合)は、米の生産調整に選択制を導入するなどの改革案をぶちあげ、WTOドーハ・ラウンド決着後の国内対策を念頭に置いた農政改革の渦中にある。過去3回の議案は、2000年の22回大会では「JAバンク化」、2003年の23回大会では「経済事業改革」、2006年の24回大会では「品目横断的経営安定対策の導入に伴う政策対象の担い手育成」がメインテーマとなっており、農政推進上の課題にJAが応えるという受け身の課題を盛り込んだ議案になっている。今回も基本計画が改訂された段階で、新計画に盛り込んだ農政課題を推進するための具体策が要請されることになるだろうが、現時点では農政からの要請が具体的になっておらず、明確に打ち出せなかったのではないか。

JAグループは25回大会の議案とは別に、「新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けたJAグループの基本的な考え方について」(以下「基本計画討議案」とする)の組織討議を行っている。新基本計画の策定に向けての政策要求は夏までには取りまとめて、8月の来年度予算概算要求に向けて、政府与党に働きかけると同時に、議案にも反映していくことにしている。しかし、基本計画討議案でも、「農業所得の増大」を政策要求の前面に出し、新たな直接支払い制度等の確立や生産調整メリットの充実などを重点に掲げているが、その意図する範囲は6大臣会合が4月17日に決定した「農政改革の検討方向」の枠内

におさまっている。

## ②所得増大が前面に出て霞む自給率向上

基本計画討議案は「はじめに」の項で、食料・農業・農村をめぐる環境変化を「世界的な食料需給の構造的な逼迫への転換による食料の安定供給が懸念されていることに加えて、米国サブプライムローン問題に端を発した100年に1回と言われる世界的な大不況により、原油・肥料・飼料価格の高騰とこれを価格転嫁できないことによる農業経営の悪化、都市と農村の格差拡大など劇的に変化」「あわせて『食料・農業・農村基本法』のもとで、国際化の進展や市場原理主義と規制緩和の拡大等により、農業生産額と農業所得は激減しており、わが国の農業・農村の現場は危機的な状況」と分析している。

しかし、直面している農業・農村の危機的状況をどのようにして克服するか、農政にどんな政策を要求するのか、迫力がない。農水省が昨年12月2日に新基本計画を策定するにあたって発表した文書の中で、10年後に食料自給率50%（カロリーベース）を目指すことを宣言しているためか、基本計画討議案には「食料の増産と食料自給率目標50%を実現することが国民全体の緊急かつ重要課題である」と記述している。むしろ、より重要な組織文書である議案で「政策目標を50%に設定して、食料自給率を引き上げるべき」と堂々と主張すべきだが、なぜか1行も見当たらない。

基本計画討議案が最重要課題としているのは、やはり農業生産額の拡大と農業所得を増大する政策の確立である。自給率向上には直接結びつかない花卉などの生産も農業所得増大のためには緊急課題だとして「国民からは食料自給率目標の実現が期待されているが、農業所得が激減している生産現場の視点からすれば、まずは畜産・野菜・花卉など、カロリー自給率が低くても生産を拡大して所得を増大することが緊急の課題であり、農業生産額の拡大と農業所得の増大を実現する政策が重要」（基本計画討議案p.12）と、10年後を目指した農業生産額と農業所得の目標値設定を農政に求めている。

世界的な食料需給構造の変化や食料安全保障政策の重要性を説いた議案冒頭の環境認識は、どこへ行ってしまったのだろうか。カロリーベースで60%もの食料を海外に依存していて危険だから、国産農産物への期待を高めている国民世論の追い風を受け、消費者と手を携えて、いまこそ、地域農業を再建するタイミングではなかったのか。当然、畜産や花卉・園芸の振興も欠かせないが、農業者の当面の所得増大だけを前面に押し出した政策要求はあまりにも自己中心的であり、「消費者との連携による農業の復権」に国民合意が得られるか疑問としなければならない。

J Aグループと政府は、農業振興を要求する側と要求される側という関係にあるが、6大臣会合の「農政改革の検討方向」にも同じ趣旨の記述がある。検討項目の「農業所得の増大」の項で「体質強化等を通じた農業所得（農業純生産）の増大を実現する方向で検討を行う」としており、検討項目の6番目に格下げされた「食料自給力問題」（「食料自給力」とは新しい概念で国内農業の「食料供給力」をいい、農地・農業用水等の農業資源、担い手、技術で構成され、これらを確保していれば、現状の食料自給率が低くても大丈夫だとする論）の項で「現在、農林水産省においては、食料自給率目標について、カロリーベースの数値を中心的な概念とし、野菜、果樹、畜産の生産力を加味する観点から、金額ベースの数値も併用している。近年、世界的な食料需給のひっ迫が懸念される中で、国民への

食料の安定的供給のためには、どのような政策目標を設定することが適切かということについて、幅広い観点から改めて検討する」と記述、食料自給率を政策目標とすることに消極的な姿勢を示している。JAグループの基本計画討議案と6大臣会合の「農政改革の検討方向」は、農業所得の増大を第一義的に考え、食料自給率向上を二の次とした点でみごとに符合しており、まさに「農政従属型」の運動方針と言うよりほかはない。

### ③WTO後を先取りした危険な農政改革

政権与党は農政改革を当面の重要課題に位置付けている。一つは農水省が食料・農業・農村政策審議会企画部会（部会長＝鈴木宣弘東大教授）に諮っている現行基本計画の改訂作業であり、もう一つは前述の6大臣会合（農政改革担当大臣＝石破茂農相）で、そのもとで具体的に作業を進めている農政改革特命チーム（チーム長＝針原寿朗農水省総括審議官、6省庁の官僚と3人の学識者で構成）である。自民党の農業基本政策委員会（委員長＝西川公也衆院議員）も「当面する農業振興政策について一むら・もり・はまの賑わいの実現に向けて」と題する農政改革を検討している。

農水省、官邸、自民党の3者はそれぞれ役割分担している。6大臣会合は8月上中旬に「農政改革の基本方向に関する中間取りまとめ」を行い、実施を急ぐ事項は8月末の来年度予算概算要求に反映させることにしている。基本計画を審議している企画部会は、6大臣会合の「中間取りまとめ」を受けて夏以降に本格的な議論を行い、来年3月に答申する予定。党の基本政策委員会は、総選挙を目前にして民主党が提案している農山漁村再生法案（農業者戸別所得補償法案）を意識した自民党のマニフェストづくりが当面の課題で、米の生産調整をどう盛り込むかを目玉に6大臣会合と調整を急いでいる。

経済界も「生産調整の見直し」を求めている。2月3日に開いた経済財政諮問会議（議長＝麻生太郎首相）で、財界を中心にした有識者議員が「生産調整のあり方を見直し、米にまつわる各種補助金を整理・集中化、国産・輸入を通じた総合的な穀物政策の構築」を説き、「米の消費者価格と生産者の収入を切り離し、前者については原則として市場に任せる一方、農業経営体の水田経営による所得は安定化させる仕組み」の検討を求めた。日本経団連（会長＝御手洗富士夫キャノン会長）は、3月17日に農政提言「わが国の総合的な食料供給力強化に向けた提言」を発表、その中で経済財政諮問会議の前記提案を紹介、米政策の「最終的な姿」として賛意を表明するなど連携プレーを演じている。

政財界は一体で農政改革の突破口に「生産調整の見直し」を位置付けている。財界が要求した「企業の農業参入」を促進する農地法の抜本改正案は今国会で成立する見通しにあり、残る財界の要求はWTO、経済連携協定（EPA）を着実に前進させることにある。韓国に米国やEUとの自由貿易協定（FTA）で先を越されたことを重大視、「農業の市場開放が壁」と焦る構図が積極的に農政改革を推進する背景にある。

WTO交渉は昨年7月に決裂したままだが、農業交渉議長案を受諾することになれば110万トンを超えるミニマム・アクセス米（MA米）がなだれ込んでくる。このMA米は国内消費量の1.5か月分に相当する。4割を超える水田で生産調整をしながら、MA米をどう扱ったらいいのか。水田農業はいま厳しい剣ヶ峰に立たされているが、議案はこうした財界の農業攻撃から目をそらしてしまっている。

## 2. 所得増大と農地法改正への対処

### ①半減した農業純生産をどう取り戻すか

議案で最初に掲げられている政策は「新たな生産・販売戦略による農業所得の増大」である。農業所得の総額に相当する農業純生産〔農業産出額－減価償却費や肥料、農薬代などの物的経費＋経常補助金〕は、牛肉・オレンジが自由化された1991年の6兆1,000億円から、現行の基本計画がスタートした2006年には3兆2,000億円まで減っており、15年間で半減している。

特に、米価の下落が激しい。農業生産額でみると1985年の米の生産額は4兆2億円だったが、21年後の2006年にはわずかに1兆8,919億円しかなく、減少率はなんと半分以下の52.7%に達している。同じ期間の農業総生産額は13兆7,009億円から9兆6,542億円と約3割減少している。これでは農業・農村に元気が出るはずもなく、後継者や担い手は育たない。何としても、農業所得の増大を図り、農業・農村に元気を取り戻したいとする25回大会を迎えるJAグループの決意はよくわかる。

しかし、議案は農業所得がなぜここまで低落したかについてその原因分析に迫っていない。農業所得は〔生産量×価格－コスト〕であるが、生産量、価格とも市場開放政策によって海外から安い農産物が大量に輸入され、生産縮小が余儀なくされ、価格も低落した結果である。一方、コストは原油、農業機械、肥料、飼料とも上昇しているのが実態である。農業所得が毎年減少を続けているにもかかわらず、政府はWTO合意による国際ルールだとして農業助成金（国内支持削減が必要な「黄の政策」）を削減してきた。農水省のまとめによると、日本は農政改革を繰り返し2006年時点で農業助成金は約束水準に比べて86%も余計に削減してしまっている。欧米とも約束水準より多く削減しているものの、米国は2005年時点で32%、EUは2003年時点で54%の割合にとどまっている。つまり、日本は欧米に比べて農業保護削減の「優等生」になってしまっている。

### ②生産コスト補償の政策要求を強力に

農水省の食料・農業・農村政策審議会企画部会の部会長を務める鈴木宣弘氏（東京大学大学院教授）は、今年1月に名古屋市で開いた講演会で農業所得に占める政府支払いの日米欧比較について言及している。「（農業所得に占める日本の政府支払いは）農林水産省が最近試算した数字では15.6%という数字が出ています。15.6%という数字は、アメリカの66%とか、フランスの77%とかいう数字に比べてはるかに少ないわけです」「欧米は政府による価格支持をやめて直接支払いに変えていると言われますが、これは間違いだと思います。価格支持も残っています。その価格支持を低くして、その損失部分を直接支払いに置き換えているのです。本当に政府の買い取り価格や価格支持をやめたのは、世界中で日本だけです。最低限のセーフティーネットの下支えをやめて、他のシステムで補填しようとしています。その効果が不十分のうちでどんどん価格が下がり、農家が疲弊しているのが日本の特徴です」と述べ、1993年にウルグアイ・ラウンド合意を受諾して以降、WTOの国際ルールを錦の御旗に、繰り返し農業合理化を進めてきた「農政改革」という名の失政を明確に指弾している。

農水省が2007年度に導入した政策対象の担い手を絞った水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）は、いまなお不評である。それまで価格政策として機能して

きた稲作所得基盤確保対策や担い手経営安定対策、麦作経営安定資金、大豆交付金などがWTO協定上の「黄の政策」(削減対象の国内支持)にあたるとしてすべて廃止され、日本型直接支払い政策が登場した。生産条件不利補正交付金の7割は過去(2004年～2006年平均)の生産実績に基づく固定支払い(緑ゲタ)と、残りの3割は各年の生産量・品質に基づく成績払い(黄ゲタ)となっている。当該年に作付けなくても支払われる緑ゲタは食料自給率の向上が急務の日本にとってブレーキ政策となり、成績払いの黄ゲタも旧制度並みの支払い額でしかなく、高収量を実現している農家ほど旧制度に比べて農家手取りは目減りしており、制度改善を要求する農家の声は切実だ。

水田・畑作経営所得安定対策で生産条件不利補正交付金の対象となっている作物は麦、大豆、てん菜、でんぷん用バレイショの4品目で、米は対象となっていない。米は販売価格が基準価格を下回った場合に支払われる収入減少影響緩和交付金(ナラシ、生産者と政府が1対3の割合で積み立てた積立金の範囲内での支払い)の対象になっている。このナラシの基準価格を過去5年間の市場価格の最高・最低年を除いた3年の平均価格としているため、米価が下落すると基準価格が毎年下がり、補てん額も減少してしまうという誠に心もとない所得補てんの仕組みになっている。

議案はこうした制度的欠陥を改善するため「万全な経営安定対策の確立に向けた取り組みを展開します」「『緑』の政策について、国民理解を得ることができる政策として、新たな直接支払い制度の確立を目指します」(p.22)と触れてはいるが、どこをどう改善して万全な経営安定対策とするのか、改善事項を具体的に示した明確な政策要求になっていない。また、新たな直接支払い制度の確立も「緑の政策」(生産刺激的でないデカップリング型)にこだわっては食料増産に結びつかず、自給率向上には寄与できない。鈴木宣弘東大教授が指摘するように、WTOルールに従ったとしても価格政策(「黄の政策」)を全廃する必要は全くなく、生産コストから算出した最低価格補償(セーフティネット、岩盤対策)を明確に要求すべきである。総選挙を控え各政党がさまざまな形で所得補償政策の拡充案を提起、論議が高まっている折だからこそ、政治的にも制度改善要求のチャンスである。

### ③出資戦略で株式会社化強める販売事業

議案は農業所得を増大させる手法として「新たな生産・販売戦略による農業所得の増大」の項で「消費者の理解による付加価値の拡大と生産段階への配分を拡大する必要があり、流通各段階のコスト削減や国産農産物を有利に販売できる仕組みなど食品関連産業全体を巻き込んだ販売戦略を構築する」(p.6)とJAグループ自らの取り組みを提起している。具体的には、生産者が農産物を食品の原材料としてだけ出荷するのではなく、加工するなど付加価値をつけて高く売る工夫や流通コストを削減して生産者側の取り分を増やそうと言うものである。

産業連関表によって食料の生産から流通、消費に至るフードシステムの全体像をみると、飲食費の最終消費支出は73.6兆円(2005年)あるにもかかわらず、生産段階での生産額は10.6兆円で、飲食費の最終消費支出に占める取り分比率は14.4%しかない。この中から輸入食品を除いた食用農水産物の国内生産額は9.4兆円で、最終消費支出に占める割合は12.8%である。また、最終消費支出額の73.6兆円の内訳は、外食20.9兆円(最終消費

支出額に占める割合は28.5%)、加工品39.1兆円(同53.2%)、生鮮品13.5兆円(同18.4%)となっている。加工品と外食をあわせた最終消費支出に占める割合は81.7%で8割を超え、フードシステム全体の中で製造・加工や流通、飲食店でのサービス提供などで付加価値をいかに高めているかが判る。JAも農業所得の増大を狙って「JAグループによる加工事業や外食レストラン経営などを含め、生産から最終消費まで含めた食品産業全体を巻き込んだネットワークを確立します」(p.18)としているが、不況下で低価格志向になっている最近の消費動向を視野に入れず、自ら川下進出するだけでは縮小する農業総生産額のパイを農業関連産業や食品産業と奪い合うだけに終わりはしないか危惧される。

議案には農商工連携の強化について特筆すべき記述がある。その1つは、地元企業との関係強化で「JA・連合会は、農業と地元企業等とを結びつけるコーディネート機能を積極的に発揮します。そのため、JAとして地元商工会議所に入会するなど地元経済界との関係を強化します。また、営農指導による生産体制を確保するとともに、JAグループの総合力を発揮し、地元企業への融資機能の強化や保障機能の提供、出資等を行い、関係を強化していきます」(p.16)との戦略を披歴している。

もう一つは、流通企業や食品産業との連携強化策として「流通規制の緩和などにより、食品関連産業の影響力が年々拡大し、農業への分配率が年々低下しているなかで、JAグループは、販売の多角化や付加価値の増大と流通コスト削減、購買品価格引下げ、農商工連携の推進等の観点から、農業関連株式会社に対する資本参入による連携の拡大等に取り組み、また、農商工連携を一層すすめるため融資による関係強化に取り組みます」(p.18)と、農水省と経産省が進めている農商工連携の機運に乗って、地元企業や農業関連企業との提携関係を強化するため、出資や融資を積極的に行う方向に踏み出している。

つまり、大手量販店等が優良産地や優良農家の囲い込みを加速しており、JAグループはこれらの流通業者や食品産業に対して融資や出資を行って結びつきを強化しようとの戦略である。出資や融資などの資本力をもって農業関連産業と支配関係を強める方向は、議案が「協同組合理念に基づく事業・活動が再評価される環境が醸成されつつある」(p.1)とし、メインテーマに「新たな協同の創造」を打ち出した大会理念に適合するのだろうか吟味しなければならない。

JAはここ数年、経営環境が厳しくなる中で事業・組織再編(リストラ)を行い、赤字のAコープ等の生活関連事業や物流などの経済事業について外部委託(外部化)や株式会社化をすすめてきた。市場原理主義に過度に偏重した新自由主義経済の破たんを受けて、株式会社化の方向を強めたこれまでの農協経営のあり方を見直し、新たな協同の創造によって「協同組合らしさ」を取り戻そうとするのが25回大会で強調すべきテーマではなかったのか。

#### ④家族経営を基本に地域農業ビジョンを

農地法改正により一般企業の農業参入が相次ぐことが予想され、地域農業は競争が激化し、JA事業にも深刻な影響が考えられる。このため、議案はJAが主体になって農地を有効活用する取り組みを強化するよう訴えている。特に、JAが農地の利用調整事業に積極的に関わり、集落営農組織、農業生産法人、担い手などに農地を面的に集積する役割の発揮を強調している。今回の農地法改正は、制度の基本を「所有」から「利用」に再構築

する抜本改正である。改正のポイントは3つあり、①農地転用規制の厳格化、②貸借を通じた農地の有効利用、③農地の面的集積の促進一である。

前回の24回大会は、水田・畑作経営所得安定対策が対象とする担い手をいかに育成・支援するかが大きなポイントだった。25回大会の議案も農地法改正を契機としているが、認定農業者、集落営農組織、農業生産法人等の担い手支援をJAの営農指導事業の重点にしていることは前回大会と同様である。具体的には、契約生産や委託販売以外の販売ルートの拡大、生産資材の大口向け一括購入条件等の提示、金融・共済メニューの提案など、多彩な事業で担い手支援を強化することとしている。さらに「JAと法人（集落営農組織・農業法人）とのパートナーシップの構築」の項では、「JAは、法人の組合員加入を促進するとともに、法人部会等組織化をすすめ、意思を反映していきます。また必要に応じて、法人部会組織代表の役員への登用をすすめます」（p.10）と提起、法人代表のJA役員への登用を促すなど法人をJA事業に取り込むことに意を注ぎ、農政が進める水田・畑作経営所得安定対策での「法人化の推進」を積極的にサポートしている。

一方で議案は「地域を担う多様な担い手の支援」の項を起こして「小規模農家、兼業農家、中山間地域等の農家については、地域農業、文化、生活維持のために重要な役割を有しており、そのニーズに応じて、共販の強化、直売所への出荷の組織的対応など、こうした多様な農家をJA事業の中核に位置づけ、引き続き支援していく」（p.8）と書き込んでいる。水田・畑作経営所得安定対策が対象とする絞り込んだ担い手以外の小規模農家、自給的農家に配慮した意識的な記述である。農政が政策対象とした絞り込んだ担い手と、JA事業を中核的に担う多様な農家層とは違って当然である。しかしJAの支援としては、小規模・自給的農家には「直売所を軸とした生きがいと収入の確保」、定年帰農者・趣味的農家には「農業機会の提供・支援、市民農園等」しか提案しておらず、あくまでも「農地の出し手」としてしか扱っておらずバランスを欠いている。

農政が目標とする2015年までに全農地の7～8割を担い手に集積したあかつきには、農地の出し手である農地所有者が地域に定住するための所得はどのように確保するのか、集落機能が限られた担い手だけで維持できるのか一など多様な地域住民を巻き込んだ地域づくりの工夫が欠かせない。農政が政策対象とする一部の限られた担い手だけでは、多様な農家が定住することによって維持されている農業・農村の多面的機能を守りきれず、祭りや伝統的な行事など文化的遺産さえも継承できない。農協は小規模農家や兼業農家を「JA事業の中核」に位置付けしている以上、例えば、畦畔の草刈り・水管理やファーマーズ・マーケットなど直販活動では主役と位置付け、家族経営を基本にした地域農業ビジョンを描く必要がある。

また、農地法改正により総会の特別決議があれば農協本体による農業経営が可能になるが、議案は「地域農業の振興は、組合員農家が行うことが基本」として積極的にはすすめていない。「農地の受け手である担い手が十分確保できない地域では、JA出資型法人に加えて、選択肢の一つとして、JA本体による農地管理・農業経営が考えられる」（p.12）と、赤字経営などでJA本体の経営に影響がないよう区分経理を明確にするなどの「JAの農業経営にかかる4原則」（案）を提案している。JA事業が組合員農家と競合するのを避けるのは当然であるが、農地の受け手が確保できない地域でも集落営農の組織化、JA出資型法人の設立に全力を尽くすのがJA事業としての道筋である。

### 3. 農家要求を事業の原点に（まとめ）

#### ①農家が一番望む農協事業は販売力強化

J Aが地域農業の司令塔であり、農家組合員から信頼を得て「新たな協同」を創造していくには、組合員の要求をJ A事業の原点とする必要がある。農家がJ Aに一番期待している事業は「販売力の強化」であることを示す調査結果が最近発表された。

農水省が今年3月まとめた「農協の経済事業に関する意識・意向調査」で、昨年7月に農業者モニター2,500人を対象に調査し、2,102人が回答している。J A事業のうち、今後最も強化して欲しい事業についてたずねたところ、「農業技術や経営などの指導（営農指導事業）」が最も高い割合37.4%で、次いで「農畜産物の集荷・販売（販売事業）」が32.7%、「肥料・農薬・農業機械などの農業生産資材の供給（購買事業）」が19.9%、「貯金の受け入れや資金の貸付け（信用事業）」が4.3%、「生命共済や自動車共済などの提供（共済事業）」0.4%、となっている。信用・共済事業が農協経営の柱になっているとは言え、同事業を強化して欲しいとの組合員の意向は少なく、営農指導や販売・購買などの経済事業に力点を置くべきだとの声が圧倒的に多い。

23回大会で「経済事業改革」を掲げ、24回大会では「担い手に出向く営農指導体制」の確立を決議するなど、J Aは渉外活動の強化に取り組んできたはずだった。ところが同調査で、最近2、3年における営農指導員や渉外担当者の訪問相談（貯金や共済の推進は除く）の頻度をたずねたところ、「減ったと思う」と答えた人が29.5%で約3割に達し、「増えたと思う」は8.8%しかなく、J Aの営農指導事業はまだ不足しており、農家組合員の期待に応えられていない実態を浮き彫りにしている。

さらに同調査はJ Aの集荷や販売事業に何を期待するかを具体的にたずねている。それによると「販売力の強化」が76.6%で一番期待が高く、「手数料の低減」27.7%、「消費者ニーズの把握と生産現場への情報提供」27.6%、「営農指導との連携強化」20.2%、「産地化の促進」15.9%、「買い取り販売等による生産者リスクの低減」13.3%となっている。J Aの販売力の強化には、価格交渉力の強化、直接販売による販路の拡大、契約栽培の拡大、販売先の提案――などがあり、J A事業の原点である。

農水省は5月から「農協の新事業像の構築に関する研究会」を開催、9月に報告をまとめる。同新事業像研究会は①農協と農業者・地域とのつながりの再構築、②農協事業における販売力の強化――を検討テーマとしており、6大臣会合が農政改革の検討項目にしている「農業所得の増大」の項目の中の「農協の経済事業のあり方」に反映させ、経済事業改革「第2弾」の行政指導（干渉）が想定される。2003年にも「農協のあり方についての研究会」報告が出され、事業効率を最優先にした経済事業の外部化（株式会社化）を促す経済事業改革「第1弾」の基本路線が敷かれた。J Aは民間組織であり、こうした行政主導のやり方を見直すためにも、議案は「新たな生産・販売戦略による農業所得の増大」の項で「新たな協同」の精神を盛り込んだ経済事業改革の道筋を自主的に描く必要があったのではないかと。

#### ②米の計画生産には国民の理解が不可欠

議案は「国民合意のもとでの農業政策の実現」の項で、地域・品目特性に応じた政策の確立を訴えている。焦点の水田農業政策では「米の需給と価格の安定のため、生産調整は



必要不可欠であり、米の計画生産の徹底に引き続き取り組むとともに、生産調整メリットの充実と万全な経営安定対策の確立に向けた取り組みを展開します)(p.22)としている。

米は完全な市場経済に委ねるのではなく、計画生産のもとでコストを償う米価水準を維持すべきだ—と言うJAグループの主張を実現するには、国民理解が不可欠である。昨年来の世界的な食料需給のひっ迫を受けて、EUは減反政策(セット・アサイド=休耕地計画)を休止した。食料自給率が低い日本で「なぜ、減反政策を廃止しないのか」「減反政策が耕作放棄地を増やしていないか」—と言うのが消費者の本質的な疑問である。日本の生産調整は主食用米の需給を均衡させ、不足する作物への作付けを誘導する政策で、EUのような減反政策ではないことに理解を求める必要がある。水田は連作障害がない優れた生産装置であることから、麦や大豆への転作ができない湿田では不足している米粉用米や飼料用米を作り、転作カウントすると言う「水田フル活用」政策が今年から始まった。

4割もの水田で生産調整を実施しながら、MA米を義務的に輸入する怪も理解し難い。ウルグアイ・ラウンドで合意したWTOルールと言えればそれまでだが、MA米の輸入が始まった1995年4月から2008年10月までの14年間の総輸入量は902万トに達し、日本の年間消費量(約850万ト)を上回っている。しかも、1993年のMA米受け入れに際して「ミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わない」との閣議了解をしていることから処理に困り、加工用、援助用、飼料用、工業用処理などで対応している。毎年10万トはSBS(売買同時契約)方式で輸入され外食等に出回っているが、農水省は「同量以上の国産米を援助として海外に出しており、国内需給には影響を与えていない」と説明している。こうした「無用の長物・MA米」処理に伴う財政負担(売買差損や保管料、事務費など)は1,336億円(1995年度~2008年度)に達している。

多額の税金を使ってMA米を義務的に輸入し、米の国際需給に影響を与え、開発途上国の飢餓を増幅している構図は多くの矛盾を含んでいる。問題は、農産物を鉱工業品と同じように自由貿易至上主義のもとにおいたWTOの貿易ルールにある。それは、日本が国内農業を犠牲にしても工業製品の輸出拡大を図ることを国益とした財界の要求を鵜呑みにした政治的妥協の産物でもある。

いま、農政不信の象徴であるMA米と生産調整のあり方が農政改革の焦点に浮上し、その是非をめぐって国民的議論が沸騰している。存亡の危機にある全国の農家組合員は、財界が主張する農政改革は「MA米拡大」や「生産調整の見直し」という危険な方向であることを見抜き、国民理解が得られ、真の農政確立を迫る大会議案を求めている。

### ③今こそ「食料主権」の旗を高く掲げて

世界の食料需給を取り巻く情勢は激変している。2008年度になってはじめて、農水省に「食料安全保障課」が新設されたし、「もはや、経済力さえあれば自由に食料が輸入できる時代ではなくなっていることを認識すべきである」(「農政改革の検討方向」との文言が政府文書にも登場するようになった。しかし一方で、農水省は基本計画の改訂に際して、おおむね10年後に食料自給率50%(カロリーベース)を目指すという方向性を示しつつも、その実現性の困難さから「食料自給力」という新しい概念を持ち出し、「どのような政策目標を設定することは適切か、改めて検討する」と腰が引けているのも気に掛かる。近づく総選挙では食料政策、農政が大きな争点になること確実である。共産党は昨年3月に

「農業再生プラン」を公表、「自給率 50%台の早期達成をめざす」とし、民主党も昨年 12 月に「農山漁村 6 次産業化ビジョン」を公表、食料自給率は 10 年後には 50%を目指し、さらに 10 年を経過した年度において 60%に達することを目標とする一政策を提案している。

食料自給率向上に向けて、J A グループこそ大切にしなければならないはずの理念が、議案からすっぱり抜け落ちてしまっている。それは W T O の自由貿易主義への対抗概念として提起された「食料主権」である。「食料主権」という言葉は、1996 年に開かれた国連食糧農業機関（F A O）の食料サミットで途上国の農民運動組織ビア・カンペシーナ（農民の道）が提起したもので、「各国内の文化と食料生産の多様性を尊重しながら、国内に必要な基本的食料を生産できる能力を育て、その基本的食料を維持する権利である。これは国家政府に保証されるべき基本的主権である」と定義されている。つまり、各国が食料確保のために必要な農業補助金まで、貿易歪曲的だとして削減を迫る W T O ルールは基本的主権の侵害で、それぞれの国は基本的な食料を自国で確保する権利がある、という当然の国家主権である。

J A グループも「食料主権の確立」の旗を高く掲げたことがある。昨年 7 月 30 日にジュネーブで開かれていた W T O 閣僚会議の決裂を受けて、全中の宮田勇会長（当時）が談話を発表した。「食料自給率が 39%と著しく低いわが国にとって、食料増産による食料主権の確立は急務の課題であり、国民の理解と支持を基本におき、今後とも、J A グループの最重要課題として、懸命に取り組んでいきたい」と宣言している。8 年越しの長期交渉となっている W T O 交渉はいよいよ大詰めを迎えており、10 月に開く 25 回 J A 全国大会では「食料主権の確立」を目指した取り組みを内外に高らかに宣言すべき時ではないか。